

平成29年9月12日

東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方に対する全協意見等

1. 団体の概要と現状

私ども団体は、全国約5万8千店の中小零細なたばこ店で組織しております。

私どもの全国の組合員は、長年、愛煙家のみならず地域社会において「街の灯台」として親しまれ、国や地方の財政に貢献してきたと自負しておりますが、その自信と誇りは、たばこを取り巻く様々な環境変化により奪われつつあり、また、経営においても大変に苦しく、年々悪化の一途をたどっております。私どもは、様々な喫煙規制が進む中、総販売数量がピーク時の約3,300億本から、現在は約1,900億本まで減少し、これに伴って組合員数は減少の一途を辿っております。たばこ事業法第一条にある、「製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」の一翼を担いながら、日々、地域とともに生活しています。

現在、東京都におきましては、「外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境補助金制度」「飲食店等における受動喫煙防止の店頭表示」をはじめとした東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた受動喫煙防止への取り組みを行っております。我々も健康増進の観点から受動喫煙を防止することに異論を唱えるものではなく、東京都の取り組みや趣旨に賛同し受動喫煙防止への取り組みを行っております。

平成28年度の実績ではございますが、区市町村含め東京都全体で1,227億円のたばこ税収があり、東京都の財政に多大な貢献をさせていただいているものと自負しております。もし、受動喫煙防止条例が制定されると、喫煙者の皆様の消費機会喪失の影響により、我々たばこ販売店における売上減少が今迄以上に加速することが容易に予測され、たばこ税収の減少も懸念されます。このことは、都民の皆様にお役立ていただく予算にまで影響を及ぼすこととなります。ぜひ、多面的な観点からご議論をいただき、一律的で過度な受動喫煙防止条例の制定がなされないよう、お願い申し上げます。

2. 意見等

- (1) まず、定義において、加熱式たばこが規制対象となっておりますが、厚生労働省においても、周囲への健康影響等において「今後さらなる研究が必要」としており、規制の対象とする根拠がないため、加熱式たばこは条例（案）から除外すべきと考えます。

- (2) 東京オリンピック・パラリンピックの基本方針において、「競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化する」と閣議決定されていますが、その方向性については支持します。

ただし、国においても法制化が検討されているにも関わらず、今回の東京都受動喫煙防止条例（仮称）が条例化されますと、喫煙機会が減り、販売数量が減少することは火を見るより明らかであり、たばこ小売店としての生活が脅かされます。

- (3) 我々は地方自治体と協働で庁舎等に喫煙場所を設置し、各自治体から受動喫煙防止及び環境美化に貢献していると一定の評価をいただいております。もし、今回の東京都受動喫煙防止条例（仮称）が条例化され、官公庁が建物内禁煙となった場合、利用者の喫煙機会はさらに減少することとなり、結果として販売数量の減少を招きます。また、税金などを使い設置した既存の喫煙室が無駄になり、撤去のために更に税金を使うこととなります。効果のある喫煙室であれば、十分に受動喫煙防止対策になり得ると考えます。

- (4) 我が国においては、多くの地方自治体が屋外喫煙規制を導入しております。多くの施設で喫煙場所が失われた場合、喫煙者は何処で安心して喫煙すればよいのでしょうか。

我々は3年前に「街頭における喫煙場所設置を要望する署名」に取り組み、約3カ月という短い期間でしたが、645,275筆もの署名を集めることができました。

署名期間中、喫煙者から、屋外において安心して喫煙できる場所が無いとの意見が多くありましたが、東京都は、最終的に喫煙者から屋内・屋外全ての喫煙場所を奪うというつもりなのでしょうか。

そもそも諸外国においては、屋外での喫煙はほとんど規制されていないものと認識しています。

屋内における過度な規制が、結果として喫煙者から喫煙場所を奪うことになることを強く懸念します。

- (5) 今回の東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方において、建物内と定義される施設には、公共性の高い場所からカウンターのみ居酒屋まで様々な業種や施設の特異性等があります。もちろん、私どもたばこ販売店舗も含まれます。現在は、施設管理者自らが、たばこを吸わない方々と吸われる方々のニーズを勘案し、全面禁煙や時間帯禁煙、空間分煙等のルールを定め、利用者はそのルールに従うことが一般的にな

っております。このような中、施設管理者と自治体等が協働で、施設のルールについて店頭等へ表示する取り組みも増えており、利用者としては、それを参考にして利用先を選んでいきます。日本国民のルールを守るマナーの良さは世界で認められているところであり、海外からのお客様などがそれを体験していただくことこそ、オリンピック・パラリンピックに向けた受動喫煙防止対策の強化と考えます。

もし、サービス業などで原則建物内禁煙となった場合、喫煙室を設置できる事業者は限られており、スペースや資金の制約から喫煙室を設置できない中小零細な事業者、特に飲食業者はお客様に禁煙を強いることになり、喫煙者としては利用しにくくなります。結果、飲食店の利用者が減少するか、喫煙者が限られた屋外指定喫煙場所に殺到するか、いずれにしても、社会への影響は甚大と危惧します。

また、従業員の同意等の条件を満たした「面積 30 m²以下のバー、スナック等」のみを除外対象としていますが、飲食店経営の実情を鑑みた除外規定とはなっておらず、条例施行後は千葉県、埼玉県、神奈川県等の近隣県にお客様が流れ、都内の飲食店は甚大な経済被害を受けることとなります。東京都はその経済被害の補償を行っていただけなのでしょうか。

以上から、東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方は明らかに行き過ぎであり、到底受け入れられるものではありません。

私どもは、「**禁煙より分煙を 目指せ、分煙先進国！**」をスローガンに、たばこを吸われる方々と吸われない方々が協調して共存できる調和ある社会が実現できることが望ましいと考えております。

東京都においてもオリンピック・パラリンピックのホストシティとして、是非、日本らしいお互いを思いやった喫煙ルール・分煙ルールを検討していただきたいと思っております。

なお、仮に当条例が成立された場合、たばこ販売を生業にする方たちへの影響について当会組合員から多くの心配する声が寄せられておりますので、零細小売店「町のたばこ屋さん」の切実な声として、以下に紹介いたします。

当組合員から寄せられた本条例案に対する声

1.目的について

- ✓ 都民の健康に影響が懸念される他の行為も存在する中、何故たばこだけを悪者にして条例をつくるのか？不公平である。
- ✓ 私は「受動喫煙の健康影響を未然に防止し、都民の健康の確保を図ること」については、賛同しています。一方、本条例（案）で、喫煙室の設置以外の“分煙”が認められていないことについて納得がいきません。分煙にはエリア分煙、時間帯分煙等様々な方法があり、それらの受動喫煙を防止する手法を除外することに意味がないように感じます。喫煙室の設置だけでなく、様々な分煙手法を認めるべきだと思います。

3.定義について

- ✓ 私はたばこ販売業を営んでおります。最近、加熱式たばこを取扱うようになって、年々厳しくなってきた売上に少し回復の兆しが見えてきました。本条例（案）は、厚労省が周囲への健康影響等について「今後さらなる研究が必要」としている加熱式たばこについても、規制対象となっています。科学的事実がない中で、規制対象とする道理はありません。加熱式たばこは本条例から除外してください。
- ✓ たばこを販売しております。最近、「煙が出ない」「他の人に迷惑がかからない」といった理由で、紙巻たばこから加熱式たばこに代えているお客様が増えてきております。そもそも加熱式たばこを使用した際に発生するものは蒸気にも拘らず、加熱式たばこが規制対象となっている理由が分かりません。“たばこ”というカテゴリーを一括りに規制対象としたいように感じます。加熱式たばこは本条例から除外してください。
- ✓ たばこ屋です。受動喫煙を防止することが目的であれば、煙を出さない「加熱式たばこ」は対象外にすべきです。

9.原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）について

- ✓ 東京都では、受動喫煙防止の対策が不可欠との見解から、分煙設備を積極的に整備している飲食店が多数存在しています。また、分煙設備費は経営の自主努力によって工面したお金を投資しています。しかしながら、今回の条例（案）では飲食店も規制の対象とされており、各飲食店の取組みを否定するような施策（原則屋内禁煙・分煙設備の撤去等）を推し進めない様、強く要望致します。
- ✓ 飲食店のうち、「面積 30 m²以下のバー、スナック等（主に酒類を提供するも

のに限る)」と記載がありますが、なぜ、居酒屋が入っていないのでしょうか？居酒屋はその名のおり酒類を提供する場所です。バー、スナックと同様に規制対象外とすべきです。

- ✓ 私は日々の商いでお客様と接しております。お客様は皆、最近たばこを吸う場所がないと、おっしゃっております。本条例（案）によって、更に喫煙場所が少なくなれば、喫煙者数が減り、私達の売上が減ることは目に見えています。これ以上喫煙者・たばこ屋を虐めるのはやめてください。
- ✓ 「面積 30 ㎡以下」の規制対象外の基準は厳し過ぎると感じます。「面積 30 ㎡以下」に何か根拠はあるのでしょうか？東京にそのような店がいったい何店ありますか？はっきりとした根拠がないにも拘らず、このような基準を条例に記載することは問題です。当該の記載については、酒類を提供する飲食店は規制対象外と変更すべきであり、規制対象基準の引き上げ及び基準を撤廃すべきです。
- ✓ そもそも、店の経営はその経営者の専権事項であり、法で規制を掛けることには大きな疑問を感じます。各個店の禁煙・分煙・喫煙のルールは経営者の自主判断に委ねるべきです。経営の自由の侵害です！
- ✓ 東京都の多くの自治体では、屋外喫煙規制が施行されています。飲食店でも吸えないとなると、喫煙者は一体どこで一服すればいいのでしょうか？条例を検討する前に環境を整える方が優先です。

12.実効性の担保について

- ✓ たばこ販売店を営んでいます。私は、本条例（仮称）の罰則規定により、たばこがこれまで以上に“悪”と捉われてしまうことを懸念しております。お客様がますますたばこを吸いづらくなり、私達の売上も下がっていくことは確実です。これ以上私達零細たばこ店をいじめないでください。
- ✓ 祖母の代からタバコ屋をしております。今まで様々な規制が導入されてきましたが、あまりにたばこを悪者にされ、実家がタバコ屋というだけで子供や孫が生活しづらくなっております。本条例（仮称）のような罰則付きの、行き過ぎた条例はやめてください。反対です！
- ✓ たばこを吸うことが罰則になるのであれば、たばこを売っている私たちは悪ですか？これまでの商売を全否定された気持ちです。罰則付きの条例はやめてください。私たちたばこ販売に関わっている人のことも考えてください。

以上